

令和2年第3回柳津町議会定例会会議録

第8日 令和2年9月16日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 磯 目 泰 彦	6番 松 村 亮	9番 鈴 木 吉 信
2番 新井田 順 一	7番 田 崎 信 二	10番 齋 藤 正 志
3番 伊 藤 純	8番 荒 明 正 一	11番 伊 藤 昭 一
5番 岩 渕 清 幸		

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小 林 功	建設課長 横 井 伸 也
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総務課長 菊 地 淳 一	教 育 長 神 田 順 一
出納室長 新井田 理 恵	教 育 課 長 金 子 佳 弘
町民課長 杉 原 満	公 民 館 長 天 野 美 穂
地域振興課長 鈴 木 秀 文	代表監査委員 伊 藤 光 正

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 菊 地 淳 一 主 査 木 須 良 行

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1	報告第 2 号	総務文教常任委員会付託案件審査結果報告
日程第 2	報告第 1 号	決算特別委員会付託案件審査結果報告
日程第 3	議案第 7 1 号	柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
日程第 4	議案第 7 3 号	会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
日程第 5	議案第 7 4 号	会津若松地方土地開発公社の解散について

- 日程第 6 議案第 7 5 号 令和 2 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第 7 6 号 令和 2 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 7 7 号 令和 2 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 7 8 号 令和 2 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 令和 2 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 1 議案第 8 0 号 令和 2 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 1 2 議案第 8 1 号 令和 2 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 令和 2 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 令和 2 年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 令和 2 年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 6 議案第 8 5 号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 1 7 議案第 8 6 号 仮想基盤サーバー等機器の購入について
- 日程第 1 8 議案第 8 7 号 戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について
- 日程第 1 9 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 0 報告第 4 号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 日程第 2 1 報告第 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 6 号 令和元年度柳津町継続費精算報告書の報告について
- 追加日程第 1 議案第 8 8 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 3 議案第 9 0 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 4 議員提出議案第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

議事に入る前に、8番、荒明議員から発言の申入れがありますので、これを許します。

8番、荒明正一君。

○8番

今回のあれはこの前の一般質問の中で発言した内容かと思いますが、それは、私も勉強不足というか、そういうこともあったせいもあって、皆さんに誤解を与えたことがあったかもしれない。しかし、特別、法に触れるようなことではないという町民の皆さんの声も伺って、ここでおわびするとか、撤回するとか、そういうことは考えておりません。それよりも、私が質問しているのに、お前、辞めろとか、そういう言われる必要のないことを言ったこともまた事実でありますから、そういうことを照らし合わせて、私だけが謝るとかおわびするということはいかななものかというふうに思いますので、撤回とかそういうことは考えておりません。

以上です。

○議長

ただいまから、今の8番、荒明議員の発言について。

これについての経過については、一般質問の中で、ある業者と議員が飲み食いをしたという発言でございました。しかし、その後の調査によって、議員が今、出席したという経過はございませんということがありましたので、後日、特別委員会を設置して、真相究明を図りながら町民の皆さんに説明責任を果たしてまいりたい、このように思いますので、後日、特別委員会の設置に伴って委員会の委員の構成を確定させていただきますので、議長のほうから申し添えておきます。

これより議事に入ります。

◇ ◇ ◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第2号「総務文教常任委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、田崎信二君。

○総務文教常任委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第2号

総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

令和2年第3回柳津町議会定例会において本委員会に付託された陳情第4号について、令和2年9月15日に町民課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、下記のとおり全委員の一致した結論に達しましたので、報告いたします。

記

陳情第4号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書」は、陳情の趣旨を十分尊重し採択の上、議長名をもって関係各機関へ意見書を提出すべきものと決しました。

以上報告いたします。

令和2年9月16日

柳津町議会総務文教常任委員会

委員長 田崎信二

柳津町議会議長 伊藤昭一 殿

○議長

お諮りいたします。

ただいまの総務文教常任委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、総務文教常任委員長の報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第2、報告第1号「決算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、伊藤 純君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

おはようございます。

報告第1号

決算特別委員会付託案件審査結果報告

令和2年第3回柳津町議会定例会において、本委員会に付託されました
議案第72号 令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について

1. 令和元年度柳津町一般会計歳入歳出決算
2. 令和元年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
3. 令和元年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和元年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
5. 令和元年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
6. 令和元年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
7. 令和元年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
8. 令和元年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
9. 令和元年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算
10. 令和元年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算
11. 令和元年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

について、9月10日、11日の2日間、執行部より町長、各主管課長及び班長の出席を求め、慎重に審査した結果、

議案第72号 令和元年度柳津町歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

令和2年9月16日

柳津町議会決算特別委員会

委員長 伊藤 純

柳津町議会議長 伊藤 昭一 殿

以上、報告します。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第72号「令和元年度柳津町歳入歳出決算認定について」を決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第3、議案第71号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

議案第71号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について条例の制定について」提案理由を説明いたします。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、選挙公営の対象を拡大する条例を新たに制定するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

議案第71号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」補足してご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第1条では、公職選挙法の規定に基づき、町議会議員選挙及び町長選挙での選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスター作成に係る公費負担について、必

要な事項を定める旨を記載しております。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を定めたものでありまして、1日6万4,500円を上限として選挙運動用自動車を無料で使用することができるものであります。

第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について定めており、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び町選挙管理委員会に対し所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。

第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について定めており、当該制度を利用するに当たり、契約種類ごとの公費負担額を定めたものであります。立候補届出日から選挙期日の前日までの間において、限度額の範囲内で実費のみが公費負担の対象となるものであります。支払手続に関しましては、町が候補者が契約締結した一般乗用旅客自動車運送事業者、その他の者から請求に基づき支払うことになります。

第1号では、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合、1日6万4,500円を限度とするものでございます。

第2号では、一般乗用旅客自動車運送事業者以外との運送契約である場合について定めたもので、アにつきましては、借入れ契約、いわゆるレンタカー業者との契約の場合、1日当たり1万5,800円を限度とするものであります。イでは、自動車の燃料の供給契約の場合、1日当たり7,560円を限度とするものであります。ウでは、運転手雇用契約の場合、1日当たりの報酬につきまして1万2,500円を上限とするものでございます。

資料、4ページに行きまして、第5条では、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について定めており、第4条の場合において、一般運送契約と一般運送契約以外の複数の契約がある場合は、候補者が指定するいずれか一方の契約のみが公費負担の対象となるものでございます。

第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めており、第8条に定める金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる内容となっております。

第7条では、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について定めており、当該制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけたものでございます。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続に関しまして定めており、ビラの作成費用について、公費負担額の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支

払うことを定めております。委員会が確認していない場合や枚数を超過した場合の超過分については、公費負担の対象外となるものであります。ビラ1枚当たりの単価の限度額については7円51銭となりまして、町長選挙においては5,000枚、町議会議員選挙においては1,600枚が上限となります。

第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めております。第11条に定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成できる内容となっております。

5ページに移りまして、第10条では、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について定めており、当該制度の適用を受けるためには、ポスターの作成業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけたものであります。

第11条では、選挙運動用ポスター作成の公費負担額及び支払手続に関しまして定めており、ポスターの作成費用について、公費負担額の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めております。ポスター1枚当たりの作成単価につきましては、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加え、その金額をポスター掲示場の数で除して得た金額となっております。当町の場合、66か所のポスター掲示場がありますので、計算すると1枚当たり約5,230円となりまして、そこに掲示場の数を掛けた金額が支払いの限度額となります。

第12条につきましては、本条例の施行に必要な手続について、選挙管理委員会が定めるものであります。

附則といたしまして、施行期日につきましては、法律の施行日に合わせまして、令和2年12月12日から施行するものであります。また、適用区分といたしまして、令和2年12月12日以後に告示されます町長選挙及び町議会議員選挙に適用されるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第71号「柳津町議会議員及び柳津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

お諮りいたします。

日程第4、議案第73号「会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第73号「会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の変更について」提案理由を説明いたします。

本案は、会津若松地方広域市町村圏整備組合格約に変更が生じたため、地方自治法第286条第2項の規定により協議願うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第73号「会津若松地方広域市町村圏整備組合格約の変更について」補足してご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

今回の規約の変更につきましては、本組合の消防費に係ります構成市町村の負担割合につきまして、平成17年以降、構成市町村の基準財政需要額の割合をもって負担額を算定していましたが、地方交付税の合併算定替の終了に伴い、現在の方法による負担額の算定ができなくなったことから、負担割合の算定方法を見直すため今回、規定の一部を変更するものでございます。

別表第3条第1号に規定する事務の事項を次のように改めるもので、割合の欄を、地方交付税法に規定する消防費に係る前年度の基準財政需要額割を100%に改めるものであります。
なお、附則としまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものであります。
よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第73号「会津若松地方広域市町村圏整備組合理約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第5、議案第74号「会津若松地方土地開発公社の解散について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第74号「会津若松地方土地開発公社の解散について」提案理由を説明いたします。

本案は、公共事業用地の先行取得等の事業を行ってまいりました会津10市町村で設立しました会津若松地方土地開発公社が、その意義、必要性が乏しくなったことから検討を進めてきた結果、令和2年3月26日の理事会にて解散の同意がなされましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいた

します。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第74号「会津若松地方土地開発公社の解散について」補足してご説明申し上げます。

公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、会津若松地方土地開発公社を解散するに当たり各設立団体の議会の議決が必要となることから、ご提案するものでございます。

なお、会津若松地方土地開発公社につきましては、10市町村により構成され、これまで公共事業用地の先行取得及び工業団地に係る土地造成事業等の実施を通して設立団体の市町村のまちづくりに一定の役割を果たしてきたところでありますが、近年、地価の急激な上昇が見られず、今後も同様に推移していくものと見込まれる状況において、公社における土地の先行取得の意義、必要性が乏しくなってきたことから、今後の在り方について検討してきた結果、解散することが妥当であるとの意思決定がなされ、理事会においても解散について同意されたものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第74号「会津若松地方土地開発公社の解散について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 6、議案第 75号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 7、議案第 76号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 8、議案第 77号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 9、議案第 78号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第 10、議案第 79号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」

日程第 11、議案第 80号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第 12、議案第 81号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 13、議案第 82号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 14、議案第 83号「令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」

日程第 15、議案第 84号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第 75号、議案第 76号、議案第 77号、議案第 78号、議案第 79号、議案第 80号、議案第 81号、議案第 82号、議案第 83号、議案第 84号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第 75号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第 76号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第 77号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案

理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第78号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第79号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第80号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第81号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第82号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第83号「令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入予算の補正であります。

次に、議案第84号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第75号から議案第84号まで補足してご説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス関連の補正予算と繰越金の確定に伴います補正予算となっておりますので、よろしくお願いたします。

議案第75号「令和2年度柳津町一般会計補正予算（第5号）」であります。

第1条、歳入歳出それぞれ2億4,402万3,000円を追加し、それぞれ52億6,565万1,000円とするものでございます。

地方債の補正といたしまして、第2条で、第2表 地方債補正をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的の欄でございますが、消防施設整備事業（緊急防災・減災事業債）670万円から2,190万円とするものでございます。これにつきましては、辺地債と過疎債の消防施設整備事業で減額となった分を緊急防災・減災事業に振替をすることによる補正となっております。

次に、町道五疊敷大成沢線整備事業でございますが、2,000万円から1,510万円へ減額するものでございます。これは辺地債の発行可能額の確定によるものでございます。

消防施設整備事業でございますが、1,780万円から1,550万円に減額するものでございます。これは、最初に申し上げた分でありまして、減額となっておりますが、その分を緊急防災・減災事業債のほうに振替を行うものでございます。

次に、公共施設再編事業でございますが、1億6,290万円から1億5,840万円と減額するものでございます。これにつきましては、事業費の減額見込みによる減でございます。

次に、町営住宅整備事業であります。4億9,720万円から4億2,820万円と減額するものでございますが、事業費の確定による減でございます。

7ページに移りまして、除雪機械整備事業であります。2,040万円から570万円と減額するものでございますが、事業費の確定による減でございます。

トンネル修繕事業につきましては、柳津トンネル・沼山トンネルの修繕工事に係る部分でございますが、会津美里町との協議の結果、令和3年度に工事を行うということで全額減額しております。

消防施設整備事業であります。これにつきましては、過疎債から緊急防災・減災事業債に振替を行っております。

滝原ごみ処理場管理負担金事業であります。こちらにつきましては、使われていない施

設への充当はできないということで、協議の結果、起債の対象外になったものでございます。

保育所改修事業でございますが、こちらのほうは全て地方創生臨時交付金へ振替をしております。

ライスセンター整備助成金事業でございますが、1,470万円から1,070万円と減額しております。こちらにつきましても事業費の確定による減でございます。

8ページに移りまして、会津柳津駅前整備事業であります。2,560万円でありましたが、こちら地方創生臨時交付金のほうへ振替を行っております。

温泉供給施設整備事業であります。こちらは過疎債の発行額の確定により減額としております。

臨時財政対策債ということで5,900万円から6,690万2,000円と増額になっております。こちらは発行可能額の確定によるものでございます。

合計で10億7,410万円から8億9,630万2,000円になったところでございます。

11ページをお願いいたします。

歳入になります。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金で31万6,000円の増であります。これは、減収補てん特例交付金の交付決定による増額補正となっております。

地方交付税につきましては、1億7,591万2,000円の増であります。交付決定による増額補正であります。

次に、災害復旧費分担金36万円でございますが、こちらは7月末からの大雨などによる農地等災害復旧事業受益者分担金となっております。

次に、教育使用料でございますが、160万4,000円の減でございます。こちらは、コロナ感染症の影響によりまして美術館の休館及び入館者の減少による入館料の減ということでございます。

12ページに移りまして、衛生費国庫負担金でございますが、25万5,000円の増であります。これは、令和元年度未熟児養育医療費の実績に伴う負担金の増となっております。

次に、国庫支出金の総務費国庫補助金でございますが、1億7,968万3,000円の増であります。まず、総務管理費補助金でございますが、1億8,022万4,000円の増であります。こちらのほうが新型コロナウイルス対策に係る国からの交付金となっております。次に、戸籍住民基本台帳費補助金54万1,000円の減ですが、所要見込額の減によるものでございます。

民生費国庫補助金78万5,000円の増でございますが、まず、高齢者医療制度円滑運営事業費

補助金74万8,000円の増であります、システム改修に係る経費の補助でございます。ひとり親世帯臨時特別給付金であります、こちらのほうも新型コロナウイルス関連の交付金で所要増となっております。

教育費国庫補助金で374万7,000円の増であります、こちらは、1人1台タブレットを整備した経費に対する国からの補助金で交付決定となっているものでございます。

13ページをお願いいたします。

県支出金の衛生費県負担金で12万9,000円の増であります、令和元年度実績報告による増となっております。

次に、農林水産業費県補助金で555万1,000円の増であります、まず、「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業補助金につきましては、所要額の減によるものでございます。震災対策農業水利施設整備事業補助金570万円の増であります、防災ため池の耐震性調査について内示があったということで補正をさせていただいております。次の多面的機能支払交付金と実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金につきましては、交付決定によるものでございます。

商工費県補助金で187万円の減であります、事業中止による減となっております。

教育費県補助金であります、150万円の増であります。こちらは学校における感染症対策の支援、それから、子供たちへの学習保障の取組への支援ということで1校当たり50万円の3校分で150万円となっております。

次に、総務費県委託金2万8,000円の増であります、こちらは、国勢調査については追加交付決定による増、経済センサス委託金については交付決定による減となっております。

14ページをお願いいたします。

繰入金の震災復興基金繰入金であります、180万円の減であります、風評被害対策事業などの基金繰入金事業の見直しによる減となっております。

次に、繰越金であります、5,935万6,000円の増であります。これは前年度繰越金ということでございます。

次に、諸収入の雑入であります、132万2,000円の減。こちらにつきましては、まず返納金・還付金としまして地方公務員災害補償基金負担金の確定による還付金、それから、大山美坂高原線開設促進期成同盟会解散による精算金でございます。美術館印刷物等販売収入660万1,000円の減につきましては、コロナ感染症の影響によります休館及び入館者数の減による販売収入の減となっております。会津計算センター派遣職員人件費等負担金につしまし

ては、令和2年度から計算センターへ職員を派遣しておりますので、その負担金として収入になるものでございます。

次に、町債、総務債であります。450万円の減であります。旧西山中学校再編事業に係る事業費の減額見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

土木債でございますが、1億2,440万円の減であります。辺地対策事業債で490万円の減、こちらは辺地債の発行可能額確定によるものでございます。過疎対策事業債1億1,950万円の減、これにつきまして、町営住宅整備事業債と除雪機械整備事業債につきましては事業費確定による減となっております。トンネル修繕事業債につきましては、事業の見送りによる減となっております。

消防債であります。こちらは過疎対策事業債、それから、3の辺地対策事業債を緊急防災・減災事業債のほうに振り替えておりますのでプラマイゼロとなっております。

臨時財政対策債790万2,000円の増であります。発行可能額の確定によるものでございます。

衛生債250万円の減でございますが、こちらは滝原ごみ処理場の管理負担金事業債でございますが、起債の対象外ということでございます。

民生債1,690万円の減でございますが、保育所の改修事業債についてコロナ感染症交付金への振替をしております。

農林水産業債400万円の減でございますが、ライスセンター整備助成金事業であります。事業費確定による減でございます。

観光商工債3,340万円の減であります。会津柳津駅前整備事業債については交付金のほうに振替をしております。温泉供給施設整備事業債につきましては、過疎債発行可能額の確定によるものでございます。

16ページに移りまして、法人事業税交付金につきましては、令和2年度より新たに交付される交付金でありまして、県に納付されました法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に交付することとなったものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の総務管理費、一般管理費であります。25万円の増、これは職員の居住地変更に伴う増です。

企画費440万1,000円の増であります。需用費、修繕費ということで128万8,000円でございます。光ケーブルの移転工事に伴う経費でございます。委託料で311万3,000円の増。こちらはホームページの更新委託料ということで、サーバーの保守期間が終了しておりますので、新たな機械のほうに更新するため、町ホームページをリニューアルするとともにコロナ感染症についての情報発信をしていくものでございます。

支所及出張所費427万9,000円の増、需用費で6万5,000円ですが、これはゆきげ館に係る消耗品でございます。委託料180万4,000円の増、これはアスベスト含有量調査委託に係る分で、法改正によりまして、アスベスト含有量調査項目の増による委託料の増となっております。備品購入費につきましては、空気清浄機等の経費でございます。

電算管理費につきましては、835万7,000円の増であります。委託料の112万2,000円、それから、備品購入費のパソコン等購入費716万6,000円につきましては、リモートワークシステム構築に係る費用でございます。庁内イントラ機器購入費6万9,000円につきましては、健康管理システムで生体認証機器2台分の経費となっております。

庁舎管理費で276万7,000円の増であります。需用費で89万1,000円の増となっております。こちらは庁舎内の手洗いについて、全て全自動に切り替えるものでございます。それから、委託料の72万6,000円の減、工事請負費の72万6,000円の増につきましては、役場裏にありますごみ焼却炉の撤去工事に係る分ではありますが、当初、委託料で取っておりましたけれども、契約の関係上、委託料ではできないということで工事請負費のほうへ振替をしております。備品購入費187万6,000円の増であります。これは庁舎内の空気清浄機に係る経費でございます。

18ページに移りまして、総務費、総務管理費、町民バス管理費で106万6,000円の増であります。需用費で104万3,000円の増であります。こちらは、コロナ感染症の影響で減少した観光客の誘客を図るために町民バスをフルラッピングに施工する経費でございます。役務費で2万3,000円でございますが、教育費のほうでバス1台を計上しておりますが、支所のほうで8割分、任意保険料を持っておりますので、その経費でございます。

次に、総務費、徴税費、徴税総務費で40万8,000円の減であります。給料、職員手当等につきましては、職員1名の育休による減となっております。需用費については、申告時における間仕切りなどの消耗品、消毒などの経費でございます。備品購入費であります。飛沫感染防止のための加熱式加湿器でございます。

賦課徴収費30万2,000円の減でございますが、こちらは会計年度職員に係る通勤手当の減

となっております。

19ページをお願いいたします。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で54万円の減であります。戸籍システムと附票システムの改修経費の減による補正、それから、法改正による住民基本台帳システムの改修に要する経費の補正ということで、トータル54万円の減となっております。

次に、選挙管理委員会費であります。438万7,000円の増であります。需用費につきましては、コロナ感染防止のための消耗品となっております。備品購入費につきましては、こちらにもコロナ対策に係る分ではありますが、3密を避けるということで投票用紙の自動交付機やサーモカメラなどの経費でございます。

次に、統計調査費でございます。2万9,000円の増ということで、こちらは国勢調査委託金の増、それから、経済センサス委託金の減に伴う補正となっております。

20ページに移りまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費41万3,000円の増ですが、職員手当については職員の居住地変更による増、償還金利子及び割引料14万円の増につきましては、令和元年度に実施しましたプレミアム付商品券事業事務費確定による償還金でございます。繰出金については、国保事業勘定への繰出金となっております。

老人福祉費976万7,000円の増ですが、役務費で2万3,000円の増ですが、備品購入費で出てきております庁車購入費に係る保険料でございます。委託料74万8,000円につきましては、後期高齢者医療制度改正に伴うシステム改修経費でございます。備品購入費につきましては、庁車購入費ということで、介護予防事業ではありますが、送迎時の密集を避けるために車両を購入するものでございます。機械器具購入費489万6,000円につきましては、高齢者福祉センターと银山荘におけるコロナ感染防止のための経費でございます。

障害者福祉費で1,451万3,000円の増でございますが、こちらにつきましては、令和元年度の実績に伴う償還金となっております。

次に、民生費の児童福祉費、児童福祉総務費で63万円の増ですが、こちらも令和元年度の実績に伴う償還金でございます。

柳津保育所運営費で414万1,000円の増ですが、まず、報酬につきましては昨年、柳津・西山保育所合同で健診をやっておりましたけれども、西山保育所の子供の数が増えたということで別々に実施することで、医師報酬を補正させていただいております。21ページに移りまして、需用費であります。29万2,000円の増であります。消耗品につきましては、コロナ対策に係る分でございます。修繕費23万2,000円につきましては、保育所の畳の表替

え、それから玄関のインターホンの修繕経費でございます。工事請負費74万8,000円につきましては、備品購入費でこの後出てきます屋外用のテント、それから長テーブル、椅子などを入れるための物置がかなり古くなってきているということもありますので、新たに設置するものであります。備品購入費については、306万1,000円ということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

西山保育所運営費については、7万5,000円の増であります。調理員の報酬ということで、子供の数が増えたことによる増となっております。

学童保育費で1万4,000円の増であります。会計年度職員の期末手当に係る分です。

母子福祉費3万7,000円の増であります。こちらは全て新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、独り親世帯の子育てに対する負担の増加、それから、収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給するための事務費分でございます。

22ページに移りまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で320万円の増ですが、こちらは国保施設勘定への繰出金となっております。

予防費で74万8,000円の増ですが、委託料で69万4,000円の増であります。予防接種委託料ということで、令和2年10月1日から定期予防接種となりましたロタウイルスワクチン、それから、インフルエンザの予防接種であります。高校生以下の接種費用、当初で1,000円ということで取っていたんですけども、1,500円にするということで公費負担の分でございます。備品購入費28万1,000円につきましては、コロナ対策で保健指導用のパーティション等の経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、計算センター負担金ですが、当初のほうで二重計上されていたということで、その分落とすものでございます。扶助費で4万6,000円でございます。こちらは予防接種に係る分で償還払いの分の見込みで増ということでございます。

環境衛生費154万5,000円の増ですが、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

母子保健費2万円の減、こちらにつきましては、フッ化物洗口事業に伴う講師謝礼の減でございます。

衛生処理費につきましては、財源補正となっております。

23ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費で14万7,000円の減でございます。こちらは全てキャリアトラックの払下げに伴う軽費の減ということでございます。

農業振興費1,654万5,000円の増であります。まず、青果物価格安定補償協会負担金79万5,000円の増であります。カスミソウの価格の著しい低下があった場合に価格を補償することによりまして、生産農家の経営所得を安定させ事業の維持を図ることを目的とするものでございます。

次に、地域農業担い手経営支援事業補助金401万5,000円の減につきましては、ライスセンター乾燥機整備事業費確定による減でございます。

実り豊かなふくしまの産地整備事業補助金1万6,000円につきましては、町花き振興協議会への事業費確定による増でございます。

農産物6次化推進事業補助金90万円でございますが、エゴマ生産者への補助金となっております。

園芸作物・花き産地力向上支援事業補助金134万9,000円につきましては、カスミソウ栽培者がパイプハウスを整備するということで、その補助金の増でございます。

地域農業経営持続化支援交付金1,750万円につきましては、コロナ感染症の影響によりまして農林業者への支援ということで、1人当たり5万円を予定しているものでございます。

次に、農地費609万2,000円の増であります。職員手当等につきましては、建設課職員の超過勤務手当となっております。需用費については、多面的機能支払交付金、事業費確定による増となっております。委託料570万円につきましては、防災ため池の耐震性調査に係る委託料の増となっております。

地域農政特別対策事業16万1,000円の減につきましては、旅費、それから次のページの需用費、使用料及び賃借料につきましては、事業中止による減となっております。

24ページの農村総合整備費で526万7,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計、それから、簡易排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、林業費、林業総務費であります。2万7,000円の増、これにつきましてはシルバー人材センター手数料となっております。

林業振興費250万1,000円の増であります。職員手当等につきましては、職員の扶養に異動があったということで増となっております。負担金補助及び交付金260万円の増であります。イノシシ等による被害が今年大変多いということで、電気柵の補助金に係る分でございます。繰出金32万9,000円の減につきましては、林業集落排水事業特別会計繰出金でございます。

林道費75万6,000円でございますが、職員手当等ということで建設課職員の超過勤務手当

となっております。

25ページに移りまして、林道維持費197万円でございますが、まず需用費で100万5,000円、消耗品で34万1,000円となっておりますが、こちらは緊急雇用、今年から8名体制になりました。多くの路線の維持管理に対応しているということで、補修材やチップソーなどの消耗品に係る経費でございます。修繕費につきましては、地区の要望、緊急対応分ということでございます。次の使用料及び賃借料96万5,000円につきましては、昨年の台風19号等で側溝の土砂、管理ができなかった分とか地区の要望箇所の増ということで、重機借上料を増額補正するものでございます。

商工費、商工費、商工振興費で596万6,000円の増であります。報償費から使用料及び賃借料までにつきましては、コロナ感染症の影響によりましてイベントを中止したことによる減となっております。報償費の中の応援給付金につきましては、事業所への応援金、実績に伴う減となっております。負担金補助及び交付金で1,488万2,000円の増であります。まず、商工会事業補助金で73万円の減であります。コロナの影響によります事業中止に伴う補助金の減となっております。やないづ福満商品券補助金で1,561万2,000円の増であります。こちらは、コロナの影響で町内の商工業を取り巻く環境が厳しいということで、第1段は既に終わっておりますが、第2段について、当初4,000万円に10%のプレミアムの予定でありましたが、6,000枚に増やしまして、さらにプレミアム率を30%とするものでございます。それと、事業所が今まで支払っております換金手数料2%分についても、この経費で賄いたいということでございます。

26ページに移りまして、観光費であります。5,434万2,000円の増であります。

職員手当等につきましては、職員の通勤距離変更による増であります。

報償費につきましては、宿泊助成事業記念品ということで、柳津・西山温泉宿泊者へ1人2,000円の商品券を配布するものでございます。

需用費258万3,000円につきましては、消耗品ということでイベント時の消耗品に係る分でございます。印刷製本費につきましては、テイクアウトクーポン、この後出てきますけれども、その事業に係る経費ということでございます。修繕費につきましては、せいざん荘に係る修繕費ということであります。

役務費302万2,000円の増であります。まず、通信運搬費につきましては、テイクアウトクーポンの発送経費ということでございます。次の自動車任意共済保険料2万円につきましては、この後、備品購入費で出てきます庁車購入費、観光PR用にラッピングした庁車を購

入するものでございますが、その任意保険料となっております。手数料16万5,000円につきましては、テイクアウトクーポン作成に係る手数料でございます。広告料258万5,000円につきましては、宿泊事業のPRのための広告料となっております。

委託料1,608万5,000円でございますが、まず、観光素材制作委託料53万7,000円でございますが、こちらは、毎年1月7日に開催されております七日堂裸詣りにつきまして、天井から撮影をしたいということで、その経費でございます。次に、観光PR備品制作委託料6万1,000円につきましては、役場前の赤べこオブジェの脇に赤べこの由来を記載した看板を設置するものでございます。まちづくりビジョン検討支援委託料307万7,000円につきましては、現在、業者と契約を締結しておりますけれども、利活用の基本計画の中にスキー場、それから、柳津駅の駅舎、銀山の煙突、町民センターについても含めて計画書を作りたいということで、委託料の増額をしているものでございます。テイクアウトクーポン換金委託料ということで、こちらは、全世帯のほうにテイクアウトクーポンを実施したいということで、1,241万円の経費を取っております。

次に、工事請負費41万7,000円でございますが、こちらは、観光客の受入れのために月本旅館裏の遊歩道を整備したいということでございます。

次に、備品購入費971万円でございますが、先ほど申し上げた庁車購入費492万1,000円、それから、施設管理備品費につきましては、町民センター・せいざん荘に係る分でございます。観光施設備品購入費417万円につきましては、観光施設へのサーマルカメラとか空気清浄機等の購入に係る経費でございます。

負担金補助及び交付金で1,120万3,000円の増でございますが、西山温泉まつりの補助金、それから、みずウオークの事業に係る補助金、裏のページに移りまして、誘客プロジェクト事業補助金、おんもしえ祭り補助金、霊まつり流灯花火大会事業補助金につきましては、事業の中止、それから内容変更による減となっております。宿泊助成事業補助金ということで1,324万8,000円でございますが、宿泊助成事業補助金ということで4,000円の3,250人泊を見込んでおります。屋内消毒作業補助金でございますが、こちらは、町内の旅館等で感染者が出た場合に宿泊施設の消毒作業に係る経費を補助したいということで、上限100万円の3件分を見込んでおります。

次に、土木費、土木管理費、防雪サブセンター管理費24万2,000円の増につきましては、備品購入費ということで空気清浄機等の経費でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路維持費240万円の増でございますが、こちらは地区の要望

と緊急用ということでございます。

道路新設改良費3,041万9,000円の減につきましては、職員手当等につきましては職員の超過勤務手当、28ページに移りまして、需用費につきましては、修繕費ということで図面の印刷機の修繕等でございます。役務費10万円につきましては、竜蔵庵上村線の改良工事に伴う支障木伐採作業代でございます。委託料の100万円につきましては、県道から町道移管分に係る台帳整備分でございます。工事請負費3,300万円の減であります。柳津トンネル・沼山トンネルの照明交換工事に係る分、令和3年度に事業を繰り越したということで、その分減額となっております。補償補填及び賠償金64万1,000円の増であります。五畳敷大成沢線の改良工事に伴いまして、光ケーブルの移設の補助費となっております。

次に、河川費、河川総務費で20万円の増であります。河川のり面崩落に伴う土砂撤去時の重機借上代となっております。

次に、都市計画費、下水道費200万円の増であります。こちらは下水道事業特別会計への繰出金となっております。

29ページをお願いいたします。

住宅費、公営住宅管理費で41万6,000円の増であります。まず、役務費で11万6,000円の増であります。町有建物災害共済保険料ということで若者定住促進住宅と長坂第二団地に係る分でございます。それから、消防設備定期点検料と負担金補助及び交付金の30万円につきましては、若者定住促進住宅に係る分でございます。

公営住宅整備等事業費につきましては、財源補正となっております。

消防費、消防費、消防施設費につきましては、財源補正でございます。

防災費で1,895万9,000円の増であります。職員手当等ということで181万8,000円の増、これは7月末の大雨時の災害対応分、それから、今後予想される災害に備えて補正をお願いするものでございます。需用費1,593万3,000円につきましては、コロナ対策ということで防災用品のセットを全世帯に配布したいということでございます。備品購入費120万8,000円につきましては、避難所用の仮設トイレの購入経費でございます。

30ページに移りまして、教育費、教育総務費、事務局費で833万2,000円の増であります。まず、報酬につきましては会計年度任用職員の報酬ということでありますが、英語指導助手の報酬でございます。現在、ALTは7月末までの契約だったんですけども、コロナの影響で帰国できずに来年3月まで延長しております。ALTの報酬につきましては、経過年数で徐々に上がっていくものでありますが、当初予算では新しいALTが着任する予定とい

うことで予算を取っていたということから、予算不足が生じたということで補正をお願いするものでございます。職員手当等19万3,000円については、職員の扶養に異動が生じたためでございます。共済費15万3,000円については、ALTの報酬増などによる社会保険料の増でございます。需用費につきましては、コロナ対策に係る消耗品でございます。役務費6,000円につきましては、備品購入費で庁車購入が出てきますので、その任意保険料でございます。備品購入費400万円ということで、スクールバス、町民バスのほうを1台購入する経費でございます。

教育費、小学校費、柳津小学校教育振興費で292万5,000円の増であります。まず、需用費67万3,000円については、コロナ対策に係る消耗品でございます。備品購入費につきましても、コロナ対策に係る学校の備品ということでございます。

西山小学校教育振興費171万1,000円の増であります。需用費、消耗品ということでこちらもコロナ対策に係る消耗品でございます。修繕費につきましては、水道蛇口の交換代ということでございます。31ページに移りまして、役務費につきましては、校内の消毒作業をシルバー人材センターに依頼するというので、できるだけ教員の負担を少なくしたいということでもあります。備品購入費につきましては、コロナ対策に係る施設管理備品となっております。

次に、中学校費、会津柳津学園中学校教育振興費214万1,000円の増であります。需用費につきましては、コロナ対策に係る消耗品となっております。役務費につきましては、先ほどと同じく校内の消毒作業をシルバー人材センターへ依頼するものでございます。備品購入費78万4,000円につきましては、コロナ対策に係る施設管理備品ということでございます。

次に、教育費、社会教育費、社会教育総務費で3万8,000円の増であります。まず、職員手当等ということで社会教育指導員に係る期末手当の増となっております。旅費につきましては、4万8,000円の減ということで、研究集会等の中止による減となっております。32ページに移りまして、需用費につきましても、研究集会の中止による減となっております。

公民館費19万6,000円の増であります。こちらもコロナ対策に係る消耗品であります。

活性化施設管理費で360万8,000円の増であります。需用費で26万4,000円の増、こちらにつきましてもコロナ対策に係る消耗品でございます。備品購入費ということで、こちらは、主に空気清浄機や非接触式体温計に係る経費ということでございます。

美術館管理費267万2,000円の増であります。需用費につきましては主にコロナ対策に係る消耗品、それから、修繕費ということで美術館の手洗いを全て全自動に交換するものでご

ございます。役務費につきましては、減少しております来客を増加させるための広告ということでございます。備品購入費116万6,000円につきましては、サーモカメラ、空気清浄機等の経費でございます。

美術館事業費292万円の減でございますが、こちらは全て、渋谷ヒカリエ展を予定していたんですけれども、コロナの影響で中止に伴う減となっております。

33ページをお願いいたします。

委託料の28万6,000円につきましては、やないづの家宝展で借用する民具を展示するため、殺虫・殺カビの処理業務委託料となっております。使用料及び賃借料については、渋谷ヒカリエ展中止によるものでございます。備品購入費につきましては、斎藤清画伯の作品で墨画であります1点物でありまして、購入するものでございます。

次に、教育費、保健体育費、保健体育総務費で101万8,000円の減であります。職員手当等につきましては、社会教育指導員の期末手当に係る分でございます。それから、報償費43万2,000円、旅費、需用費、次のページの役務費につきましては、研修会、運動会等の中止による減となっております。34ページの委託料と使用料及び賃借料につきましても、姉妹都市のスポーツ交流であったり、B&Gスポーツ大会の中止による減となっております。

学校給食費12万1,000円の増であります。こちらは空気清浄機の購入経費でございます。

運動公園管理費107万6,000円の増であります。需用費についてはコロナ対策に係る消耗品、それから、修繕費につきましては、海洋センターの手洗いについて全て全自動にするものでございます。備品購入費につきましては、空気清浄機、非接触式体温計の購入経費ということでございます。

次に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、現年農地等災害復旧費、それから、現年林業施設災害復旧費の経費につきましては、7月末の大雨による災害対応分でございます。

次のページをお願いいたします。

公共土木施設災害復旧費の現年公共土木災害復旧費につきましても、同じく7月末の大雨による災害対応分でございます。

災害復旧費の町単独災害復旧費で農地等災害復旧費420万3,000円、林業施設災害復旧費の356万9,000円、それから土木施設災害復旧費の160万円につきましては、7月末の大雨によりまして土砂崩落等に係る重機借上代と緊急対応分ということでございます。

予備費につきましては、6,901万6,000円を増額するものでございます。



○議長

ここで暫時休議します。

再開を11時30分といたします。

再開の後、特別会計の引き続き説明をいたします。（午前11時17分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時30分）

◇

◇

◇

○議長

引き続き、総務課長より特別会計について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、39ページをお願いいたします。

議案第76号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813万2,000円を追加し、それぞれ5億639万1,000円とするものであります。施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ564万8,000円を追加し、それぞれ8,371万9,000円とするものでございます。

44ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で393万6,000円の増であります。こちらは全て本算定により見込みが増加したことによるものでございます。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で21万7,000円の増であります。人件費等の繰入金でございまして。

繰越金397万9,000円の増であります。前年度繰越金確定によるものでございます。

歳出に移りまして、総務費、総務管理費、一般管理費21万7,000円の増であります。職員の扶養の異動に伴う職員手当の増によるものでございます。

国民健康保健事業費納付金、医療給付分の一般被保険者医療給付費分で7万7,000円の増、それから、後期高齢者支援金等分の一般被保険者後期高齢者支援金等分で21万7,000円の増、次のページの介護納付金分で84万4,000円の増につきましては、額確定による増であります。

予備費で677万7,000円を増額するものでございます。

続いて、施設勘定になります。

54ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金320万円の増であります、一般会計からの繰入金でございます。

繰越金であります、9万8,000円の増、前年度繰越金確定による増であります。

県支出金、県補助金、診療施設県補助金で235万円の増であります、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金ということで、医療機関の医療従事者や職員に対して国から慰労金ということで診療所の場合、1人5万円が給付されるものでございます。7人おりまして、7人掛ける5万円ということで35万円となっております。医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金で200万円ということであります、診療所1施設100万円の2施設ということで200万円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、施設管理費、一般管理費で285万円の増であります。報償費につきましては、先ほど歳入で申し上げた医師・職員に対する慰労金ということでございます。需用費119万4,000円につきましてはコロナに係る消耗品、それから、修繕費ということで診療所の手洗いについて全て全自動にするということでございます。備品購入費130万6,000円につきましては、シューズボックス、消耗品の棚、エアコンなどの経費でございます。

医薬費、内科医薬費、医薬用機械器具費で75万7,000円の増であります、こちらは、備品購入費ということで全自動の血圧計の購入経費でございます。

医薬用消耗器材費で201万円につきましては、まず、需用費につきましてはコロナ対策に係る消耗品でございます。工事請負費135万3,000円につきましては、熱がある場合の対応として、現在、診療所の車庫を利用しているんですけども、これから冬期間になるということで、プレハブを設置して対応していきたいということでございます。備品購入費につきましては、昇降ベッド等の経費ということでございます。

56ページにつきましては、予備費3万1,000円の増でございます。

57ページをお願いいたします。

議案第77号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。

歳入歳出それぞれ215万7,000円を減額し、それぞれ5,195万6,000円とするものでございます。

62ページをお願いいたします。

歳入になります。

後期高齢者医療保険料でございますが、210万5,000円の減でございます。こちらは、本算定によりまして保険料の見込みが当初より減額となる見込みということでございます。

繰越金につきましては5万2,000円の減、前年度繰越金額確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

広域連合納付金の保険料等負担金で208万1,000円の減であります。保険料の収入見込みの減ということで負担金のほうも減額となります。

予備費については7万6,000円の減額でございます。

64ページをお願いいたします。

議案第78号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。

第1条で、歳入歳出それぞれ443万3,000円を追加し、それぞれ5億5,447万3,000円とするものでございます。

69ページをお願いいたします。

歳入になります。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で330万1,000円の減でございます。現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料については、本算定による収入見込み減でございます。滞納繰越分につきましては、今後の見込みを立て増額補正をするものでございます。

繰越金につきましては773万4,000円の増、前年度繰越金確定によるものでございます。

70ページをお願いいたします。

歳出になります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で60万5,000円の増であります。こちらは、令和元年度の介護給付金と地域支援事業の額確定による償還金となっております。

予備費で382万8,000円を増額するものでございます。

71ページをお願いいたします。

議案第79号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

第1条として、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、それぞれ1億7,789万2,000円とする

ものでございます。

76ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金であります。154万5,000円の増であります。こちらは一般会計からの繰入金となっております。

繰越金であります。45万5,000円の増であります。前年度繰越金確定による増であります。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

簡易水道事業費、簡易水道事業費、簡易水道事業費で200万円の増であります。こちらは、緊急修繕分ということで当初200万円取っていたんですけども、現在、ほとんど使い切ったということで、緊急対応分として200万円の補正をお願いするものでございます。

78ページをお願いいたします。

議案第80号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、341万2,000円とするものでございます。

83ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰越金であります。2,000円の増額補正ということで、前年度繰越金の確定による増であります。

84ページをお願いいたします。

歳出であります。

予備費で2,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第81号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

第1条で、それぞれ540万1,000円を追加し、それぞれ9,070万4,000円とするものでございます。

90ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金の一般会計繰入金でございますが、517万2,000円、これは一般会計からの繰入金でございます。

繰越金で22万9,000円の増、前年度繰越金確定による増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費、総務管理費、施設管理費で540万1,000円の増であります。こちらは、藤地区にあります排水浄化センターのスクリーンユニット修繕に係る経費ということでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第82号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

第1条として、歳入歳出それぞれ296万4,000円を追加し、それぞれ8,124万円とするものでございます。

97ページをお願いいたします。

歳入になります。

繰入金の一般会計繰入金で200万円でございます。一般会計からの繰入金ということでございます。

繰越金については96万4,000円、前年度繰越金の確定による増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

総務費、総務管理費、施設管理費で280万2,000円の増であります。まず、需用費で80万2,000円の増、これは柳津浄化センター、脱水機、活性炭の交換代に係る経費でございます。工事請負費で200万円の増ありますが、新築が予定されておまして、公共汚水ますの設置工事が必要ということで補正をお願いするものでございます。

99ページをお願いいたします。

議案第83号「令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。

当会計につきましては、歳入予算のみの補正となっております。

102ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で9万5,000円の増、一般会計からの繰入金でございます。

繰越金9万5,000円の減ですが、前年度繰越金確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第84号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

当会計につきましても、歳入予算のみの補正となっております。

106ページをお願いいたします。

歳入であります。

繰入金、一般会計繰入金で32万9,000円の減であります。こちらは一般会計からの繰入金ということでございます。

繰越金で32万9,000円の増、前年度繰越金確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、2点についてお聞きしたいと思います。

まず1点は、一般会計のほうで31ページ、9款教育費2項小学校費4目西山小学校教育振興費11節役務費のシルバー人材センター手数料ということで、先ほど説明を受けましたが、これは除染というか、除菌ということで学校の除菌をするという説明であったわけですが、この小学校と柳津学園中学校にも同じようにシルバー人材センターということが上がっているようでございますけれども、柳津小学校についてここが上がっていないということで、柳津小学校について、どのような考えかということをお聞きしたいというふうに思っています。

続いて、もう1点なんですが、一般会計のほうで18ページの2款総務費1項総務管理費15目町民バス管理費10節需用費の104万円でございます。これは、先ほどの説明で町民バスのフルラッピングということで、Go Toキャンペーンと連携をするというような説明でありました。それと同じような内容で、26ページの6款商工費1項商工費2目観光費17節備品購入費の庁車管理費492万1,000円、これは赤べこをモチーフにして観光アピールをするということで、こちらもラッピングという説明でございました。両方とも今回同じようなラッピングということで上がってきているわけでございますけれども、ラッピングについては、やはりいろいろデザインを含めてどのような考えで進めていくのか。この内容についてお聞き

したいと思いますので、ラッピングについては違いというか、そういった部分も含めて説明を求めたいと思います。

以上、2点についてお聞きしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

それでは、1点目の磯目議員の質問にお答えいたします。

県のほうで新型コロナウイルス対策防止事業という形で、令和2年度にスクール・サポート・スタッフ募集という形で県のほうで募集をかけました。柳津町も3校ありますが、うち1校だけ柳津町には募集で1名来てもいいという方がいらっしゃいましたので、その部分につきましては、県のほうで特定会計任用職員という形で週5日、時間につきましては1日5時間以内という形で県のほうで採用になりましたので、その分、空いた2校につきましては、柳津町としてシルバー人材センターをお願いしまして校舎内外の消毒等をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長

次に、地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、磯目議員のご質問にお答えいたします。

路線バスにつきましても、当地域振興課の庁車購入につきましても、ラッピングにつきまして、今、私どもの地域おこし協力隊にデザインのほうを考えていただいているところでございまして、車の大きさ等もございしますが、総務課と協議しましてそのデザインというのを決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

1番、磯目泰彦君。

○1番

それでは、小学校につきましては、県からサポートのスタッフということで決まったということであれば、そちらのほうは県負担ということになる捉え方でよろしいのでしょうか。

はい、分かりました。では、そちらのほうはぜひともうまく、買っていただきながら、除菌のほう、その他ということをお願いをしたいというふうに思います。

ラッピングにつきましては、やはり今、本当にコロナの中でアマビエ、そして、赤べこということで、当然この柳津町は本当に赤べこ発祥の地ということで、小林町長も一生懸命宣伝をされているということでございます。デザインの統一性ということも考えながら、やはりアピールが目的だと私は思っております。やはりせっかく赤べこということで今、注目を浴びておりますので、ぜひともそこら辺、デザインを含めて統一性を持たせながら、ああ、この赤べこは柳津だなというような、一目で分かるような、そんなデザインにさせていただきたいというふうに思いますので、これは要望ということで終わりたいと思います。

以上で終わります。

○議長

ほかにございませんか。

5番、岩渕清幸君。

○5番

私からも2点、簡潔にお伺いします。

一般会計の補正予算で26ページ、委託料の中のまちづくりビジョン検討支援委託料というのがございますが、先ほどの説明で、スキー場跡地ほか駅とか、ほかも出ましたが、県立只見公園の中を越後三山国定公園の編入ということも絡んで、そういったことの意味合いも含めたビジョン策定かというようなことで1点お伺いいたします。

それから、もう1点ですが、29ページの防災費の中の需用費、災害対策用品でございますが、防災用品セットを全世帯に配布するというところでございますが、ざっと計算しますと1個1万円程度に当たるのか、もうちょっとなるのかなという感じですが、内容についてある程度分かれば教えていただきたい。

以上、2点、よろしくお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、岩渕議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、私のほうでございますので。委託料の中におきまして、まちづくりビジョ

ンの検討支援委託料の増という形になりますが、こちらにつきまして、スキー場、会津柳津駅、銀山の煙突、また、町民センターということで、複合的な基本計画の策定という形でございます。スキー場につきましては、今、県立自然公園から国定公園への編入に向けまして県のほうで園地指定という形をお願いしているところもございますので、そういった部分も踏まえまして基本計画というふうな構想のほうを策定していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長

総務課長。

○総務課長

それでは、災害対策用品の中身ということでよろしいでしょうか。こちらのほうも、コロナの交付金で整備する予定となっておりますので、感染防止という意味で、マスクとか消毒液を含めて整備していきたいと考えております。大体1個当たり1万円弱を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長

5番、岩淵清幸君。

○5番

終わります。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第75号「令和2年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第76号「令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第77号「令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第78号「令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第79号「令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第80号「令和2年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第81号「令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第82号「令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第83号「令和2年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第84号「令和2年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第16、議案第85号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第85号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、鈴木 礼氏が令和2年9月30日をもって任期満了となることにより、提案するものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議します。（午前11時42分）

○議長

では、議事を再開します。（午前11時43分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲163番地

氏 名 鈴木 礼

生年月日 昭和47年1月21日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第85号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。



○議長

日程第17、議案第86号「仮想基盤サーバー等機器の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第86号「仮想基盤サーバー等機器の購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、仮想基盤サーバー等機器の購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第86号「仮想基盤サーバー等機器の購入について」補足してご説明申し上げます。

仮想基盤サーバー等機器の購入につき、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入の対象としまして、仮想基盤サーバー等機器となります。

契約金額につきましては、858万円。

契約の相手方 福島県会津若松市インター西105番地 株式会社シンク代表取締役高橋正法

契約の方法であります。随意契約。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第86号「仮想基盤サーバー等機器の購入について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第18、議案第87号「戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第87号「戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について」提案理由を説明いたします。

本案は、戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは、議案第87号「戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について

て」補足してご説明いたします。

戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入につき、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

購入の対象につきましては、戸籍総合システム・ブックレスの機器一式及びクラウドサービス戸籍システムとなります。

契約金額につきましては、1,551万円であります。

契約の相手方につきましては、宮城県仙台市宮城野区鉄砲町西1番地14 富士ゼロックスシステムサービス株式会社公共事業本部東北支店支店長樋口洋一であります。

契約の方法につきましては、随意契約であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第87号「戸籍総合システム・ブックレスクラウドサービスの購入について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第19、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本報告は、平成30年9月18日、柳津町大字小椿字大巻地内、国道252号線において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」補足してご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

専決第6号損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償及び和解の相手方 住所 福島県大沼郡金山町大字水沼字上大牧2114-2

氏名 折笠秀彦、折笠サヨ

事故の概要であります。平成30年9月18日、福島県河沼郡柳津町大字小椿字大巻地内の国道252号線を走行中の町公用車が対向車線にはみ出し、相手車両に衝突したものであります。

町の損害賠償額 904万8,031円でございます。

和解の内容であります。町は相手方に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

以上、報告いたします。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第20、報告第4号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より令和元年度の経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものがあります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

報告第4号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」補足して説明をいたします。

お手元の令和元年度収支計算書により報告をさせていただきたいと思ひます。

それでは、1ページをお開き願ひます。

収支計算書総括表であります。

勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

なお、つきみが丘町民センターからほっと i n やないづまでの合算が合計額となっております。

それでは、まず収入の部であります。事業収入のうち売上でございます。2億883万8,131円。利用料4,421万9,770円。雑入300万8,802円。受託収入513万2,857円。指定管理料1,475万6,000円。当期収入合計でございますが、2億7,595万5,560円となっております。

続きまして、支出の部でございます。一般管理費のうち人件費でございます。9,278万632円。

次のページをお開きください。

需用費のうち消耗品費でございますが、726万6,284円。燃料費573万9,286円。光熱水料費2,548万7,273円。修繕費128万1,488円。印刷製本費10万8,460円。その他のうち旅費57万5,699円。

次のページをお開きください。

通信運搬費145万7,744円。役務費（手数料）でございます。237万8,788円。広告宣伝費39万5,960円。使用料及び賃貸料1,163万6,426円。

次のページをお開きください。

原材料費3,721万4,872円。負担金及び交付金43万7,600円。

次のページをお開きください。

委託料533万496円。公課金881万1,050円。施設管理費334万9,000円。

次のページをお開きください。

当期支出合計2億7,751万772円。当期収支差額マイナス155万5,212円であります。

なお、事業報告書、利用状況報告書につきましては別冊となっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

○議長

日程第21、報告第5号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全性に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第5号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」補足してご説明

いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、第2条各号に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに第22条第1項に定める資金不足比率を報告いたします。

実質公債費比率としまして4.5、それ以外の比率につきましては、表示する値がないという状況となっております。

なお、この内容につきましては、決算審査時に関係書類を提示しまして監査委員に審査を受けておりますのでご報告いたします。

○議長

次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率の審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、伊藤光正君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和元年度健全化比率審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の審査を終了したので、その結果を下記のとおり意見を付して報告します。

なお、決算審査と同時期に磯目委員とともに審査いたしました。

右側のページをご覧ください。

審査の結果を申し上げます。

健全化判断比率の状況について。ただいま総務課長からありましたように、実質公債費比率、3か年平均が4.5であります。その他の数値については、記載のとおりであります。

審査総評を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、令和元年度健全化判断比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認しました。

また、健全化判断比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断いたします。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第22、報告第6号「令和元年度柳津町継続費精算報告書の報告について」を議題といたします。

継続費精算報告書の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第6号「令和元年度柳津町継続費精算報告書の報告について」別紙のとおり報告いたします。

本報告は、令和元年度に終了した継続費の精算について、継続費精算報告書のとおり、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第6号「令和元年度柳津町継続費精算報告書の報告について」補足してご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

事業名であります、デジタル防災行政無線施設整備事業であります。

対象年度につきましては、平成30年度と令和元年度の2か年となります。

実績額であります、平成30年度の支出済額が8,844万円、令和元年度につきましては1億5,951万7,700円、合計で2億4,795万7,700円となっております。

比較でございますが、合計の欄で2,072万2,300円、全体計画と比較しまして少なくなっているということでございます。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

次に、本日の議事日程に追加される議案があります。

お諮りいたします。

本日の議事日程に、追加日程第1、議案第88号「工事請負契約の締結について」、追加日程第2、議案第89号「工事請負契約の締結について」、追加日程第3、議案第90号「工事請負契約の締結について」、追加日程第4、議員提出議案第2号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書」を追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、お手元にお配りのとおり日程を追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第1、議案第88号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第88号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、西山支所周辺整備工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求められます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第88号「工事請負契約の締結について」補足してご説明申し上げます。

1ページになります。

西山支所周辺整備工事につき、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の対象としまして、西山支所周辺整備工事。

契約金額であります、1億4,718万円。

契約の相手方につきましては、福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下177番地 滝谷建設工業株式会社代表取締役田中智仁。

契約の方法であります、指名競争入札であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第88号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

追加日程第2、議案第89号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第89号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、無散水消雪配管工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいた

します。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第89号につきまして補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

無散水消雪配管工事について補足説明をさせていただきます。

本工事につきましては、町道竜蔵庵上村線の消雪用散水施設、これは平成4年度に設置されたものなのですが、老朽化により機能不全のため冬期間の交通に多大な支障が生じております。国道入り口から、会津柳津学園中学校裏の坂道終わりから一部平らまでの施工区間で、縦断で約160メートルを無散水消雪設備の工事を行うものでございます。

無散水消雪配管工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記

1、契約の対象 無散水消雪配管工事です。

2、契約金額 7,040万円です。

3、契約の相手方 山形県山形市大字松原777番地 日本地下水開発株式会社代表取締役
桂木宣均

4、契約の方法 指名競争入札でございます。

以上で議案第89号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第89号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第3、議案第90号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第90号「工事請負契約の締結について」提案理由を説明いたします。

本案は、柳津町後継者独身住宅建設工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設課長より説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第90号について補足説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

本工事につきましては、町内等に就労する独身者の住宅を確保することを目的といたしまして、柳津町後継者独身住宅の建設を行うものであり、建設場所につきましては出倉の、現在の独身住宅がございますが、道向かいの場所に建築をいたします。

柳津町後継者独身住宅建設工事につきましては、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記

1、契約の対象 柳津町後継者独身住宅建設工事です。

2、契約金額 8,195万円です。

3、契約の相手方 福島県河沼郡柳津町大字大成沢字前田533 鈴木工匠代表鈴木俊二

4、契約の方法 指名競争入札です。

以上で議案第90号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

今、材木は非常に下がっておりますから、いろいろ問題はあるかと思いますが、その中で地元の材木を使うというようなことを指導というか、行政指導というか、何か考えたことありますか。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

ご質問にお答えいたします。

本工事につきましては、地元の入札参加を出していただいております4業者でございます。その結果、1業者、請負をしていただいたわけですが、この地元業者を選定した理由といたしますのは、やはり地場の、この柳津町で取り扱っている材木屋さんとか、木を出していただいている木材店さんがございます。極力その材料を使った住宅建築ということで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

今、伺いましたが、柳津にも材木屋が今、この建物くらいのがなを全部供給できるような製材所というのは、ないのかなというふうには思いますが、それにつけても、なるべく地元材木を使うというようなことでお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○議長

ほかにございますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号「工事請負契約の締結について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

追加日程第4、議員提出議案第2号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書」を議題といたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書」は、内容を具備しており、先ほど総務文教常任委員長より採択の報告がありましたので、説明及び質疑を省略し、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、令和2年第3回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議、誠にお疲れさまでございました。(午後0時32分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 伊藤 昭 一

同 議員 磯 目 泰 彦

同 議員 新井田 順 一

同 議員 伊 藤 純